

令和3年度当初予算編成方針の概要

I 本市財政を取り巻く状況

国は、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等の大幅な減収が見込まれる中においても、地方公共団体における激甚化・頻発化する災害への対応のための防災・減災、国土強靱化を推進するほか、情報システムの標準化をはじめとした次世代型行政サービスを強力に推進するとともに、公共施設等の適正配置や老朽化対策を推進するなどとしており、こうした方針が、本市の財政運営にもたらす影響を注視し、適切に対応することが求められている。

II 本市の財政状況

市税が、新型コロナウイルス感染症の影響により法人市民税をはじめとして大幅な減収が見込まれる一方で、社会保障関係経費の増加や公共施設の老朽化対策等のほか、共創のまちづくりを推進し、魅力にあふれた「いわき」の実現に向けた新たなまちづくりなどに多額の財政需要が見込まれるため、財政調整基金等を取り崩して対応せざるを得ない状況。

III 基本方針

○ 令和3年度予算編成に係る基本方針

令和3年度は、現行の新・市総合計画が終了し、中期的な財政見通しに立ち、「誰もが『住んでよかった、住み続けたい』と考える魅力にあふれた『いわき』」を実現するため、新たに策定する「まちづくりの経営指針」のもと、経営感覚を持って、重点的に取り組むテーマを選別し、資源を優先的に投入する必要があることから、次の3点を基本方針として、財政の健全性を保ちながら、新しいまちづくりに取り組む。

① 魅力にあふれた「いわき」実現のための新たなまちづくりの推進

② 第2期復興・創生期間における取組みと防災・減災・克災の着実な推進

③ 将来にわたり持続可能な行財政運営の確立

《中長期的な財政課題》
➢人口減少・少子高齢化等による財政的な制約の高まり
➢公共施設等の老朽化対策

IV 具体的な取組み

1 魅力にあふれた「いわき」の実現に向けた予算の重点化

- 日々の暮らしから危機事象への対応まで、幅広く安全・安心を確保する取組みを充実強化
- 人口減少の影響を最小限にとどめ、将来にわたりまちの活力を持続させるため、ひとづくり（人財の育成）、まちづくり（地域の価値向上）、しごとづくり（地域産業の創出・振興や雇用の創出）を図る取組みを充実強化
- 地域の課題の解決を目指し、市民の参画及び市民と市の連携の下に、相互の知恵と資源を結集して、新たな価値を創出するため、一体となって「共創力」を高める取組みを充実強化

2 第2期復興・創生期間における取組みと防災・減災・克災の着実な推進

- 福島イノベーション・コースト構想の推進や風評の払しょくなど、第2期復興・創生期間においても継続して取り組むべき事業に予算を重点的に配分するとともに、復興に係る財政措置を活用し、財源を確保
- 災害を克服する力強いまちづくりに向けた取組みに対して、予算を重点的に配分するとともに、防災・減災、国土強靱化のための財政措置を積極的に活用し、安全に安心して暮らせるまちづくりを推進

3 将来にわたり持続可能な行財政運営の確立

- コンパクト化とネットワーク化を組み合わせながら、持続可能で暮らしやすいまちづくりを推進
- 施策の予算化に際しては、職員一人ひとりがコスト意識をもって従来の発想にとらわれず、見直しを徹底
- 効率的な行財政運営と市民サービスの維持向上を図るため、民間活力を積極的に活用
- 事業の拡充等に取り組む場合は、既存事業のスクラップなどにより自ら財源を捻出
- 市税等の収納率の向上、未利用財産の処分など、積極的に自主財源を確保
- 可能な限り市債発行を抑制。発行する場合には、交付税措置のある有利な市債を活用

◎ 新型コロナウイルス感染症対策

- 新型コロナウイルス感染症の感染・蔓延防止策や地域医療の確保、また、市民生活や地域経済への影響を最小限にする取組みのほか、ウィズコロナ時代における「新しい生活様式」の実現・定着に向けた取組みに対して予算を重点的に配分

V 要求基準

1 年度間の見通しに立った通年予算として編成

適切な進行管理と予算の着実な執行を踏まえ要求

2 要求基準

- (1) 義務的経費（人件費、扶助費、公債費） ※「まちづくりの経営指針」に位置付く事業を除く。

・所要額

- (2) 経常的経費（経常的な事務事業の執行に要する経費や施設管理に要する経費等）

・部等ごとの枠配分。なお、維持補修費は前年度以上

- (3) 臨時的経費（大規模な維持補修事業等、災害復旧事業、長寿命化事業等、新型コロナウイルス感染症対策経費、旧実施計画事業等、会計年度任用職員制度及び指定事業に要する経費）

・所要額

- (4) 政策的経費（「まちづくりの経営指針」に位置付く事業に係る経費）

・「まちづくりの経営指針」に位置付く、重点的に取り組む事業群のテーマごとに、部等ごとの枠配分とし、「まちづくりの経営指針」における一般財源額を上限とする。